

社会福祉法人嘉祥会

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人嘉祥会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加し、職員としての給与等が支払われない場合において、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間3000万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間100万円以内とする。

3 この法人の常勤理事の報酬月額、及び別表Ⅱ「役員報酬の役位別上限額表（年額）」に基づき、その役位、職務、在職年数等を勘案して、評議員会の決議により決定する。

4 各々の非常勤理事に対する報酬は、別表Ⅲ「非常勤理事の報酬」に定める額とする。

5 各々の監事に対する報酬は、別表Ⅳ「監事の報酬」に定める額とする。

6 各々の評議員の報酬は、別表V「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般職員通勤費支給基準に準ずる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(交通費、宿泊費)を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等は、毎月21日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は平成29年 6月 24日(評議員会の議決日)から施行する。

2. この規程は平成29年 6月 24日(評議員会議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。

平成29年 6月 9日 制定
令和 2年12月26日 改定

【別表 I】 常勤理事俸給表

(単位:円)

号	報酬月額	月額×12
第1号	100,000	1,200,000
第2号	125,000	1,500,000
第3号	150,000	1,800,000
第4号	175,000	2,100,000
第5号	200,000	2,400,000
第6号	225,000	2,700,000
第7号	250,000	3,000,000
第8号	275,000	3,300,000
第9号	300,000	3,600,000
第10号	325,000	3,900,000
第11号	350,000	4,200,000
第12号	375,000	4,500,000
第13号	400,000	4,800,000
第14号	425,000	5,100,000
第15号	450,000	5,400,000

号	報酬月額	月額×12
第16号	475,000	5,700,000
第17号	500,000	6,000,000
第18号	525,000	6,300,000
第19号	550,000	6,600,000
第20号	575,000	6,900,000
第21号	600,000	7,200,000
第22号	625,000	7,500,000
第23号	650,000	7,800,000
第24号	675,000	8,100,000
第25号	700,000	8,400,000
第26号	725,000	8,700,000
第27号	750,000	9,000,000
第28号	775,000	9,300,000
第29号	800,000	9,600,000
第30号	825,000	9,900,000

号	報酬月額	月額×12
第31号	850,000	10,200,000
第32号	875,000	10,500,000
第33号	900,000	10,800,000
第34号	925,000	11,100,000
第35号	950,000	11,400,000
第36号	975,000	11,700,000
第37号	1,000,000	12,000,000
第38号	1,025,000	12,300,000
第39号	1,050,000	12,600,000
第40号	1,075,000	12,900,000
第41号	1,100,000	13,200,000
第42号	1,125,000	13,500,000
第43号	1,150,000	13,800,000
第44号	1,175,000	14,100,000
第45号	1,200,000	14,400,000

【別表 II】 役員報酬の役位別上限額表 (年額)

役 位	勤続年数10年以上	勤続年数10年未満
理事長	14,400,000円 (第45号) 100%	12,300,000円 (第38号) 85%
業務執行理事	12,900,000円 (第40号) 90%	10,800,000円 (第33号) 75%
常勤理事	11,400,000円 (第35号) 79%	9,300,000円 (第28号) 65%

※勤続年数は職員として勤続した年数も含まれるものとする。

【別表 III】 非常勤理事の報酬

理事会出席・決議の省略	10,000円(日額)
指導検査等への立ち合い	10,000円(日額)

【別表 IV】 監事の報酬

理事会出席・決議の省略	10,000円(日額)
指導検査等への立ち合い	10,000円(日額)
監事監査	30,000円(日額)

【別表 V】 評議員の報酬

評議員会出席・決議の省略	10,000円(日額)
指導検査等への立ち合い	10,000円(日額)